

令和8年度 セーフティー&エコドライブ教育訓練促進助成金交付要綱  
(兵ト協コース)

令和8年3月31日制定  
一般社団法人兵庫県トラック協会

(目的)

**第1条** この要綱は、一般社団法人兵庫県トラック協会（以下「兵ト協」という。）が行うトラックドライバー又は安全運転管理者（以下「ドライバー等」という。）に対するセーフティー&エコドライブ教育訓練（以下「研修」という。）の受講を促進することを目的とする。

(資格・要件)

**第2条** 助成対象となる事業者は、兵ト協の会員事業者（以下「会員」という。）であって、兵庫県内の事業所に所属するドライバー等を第3条に定める助成対象研修施設（以下「研修施設」という。）に派遣し、兵ト協指定の研修を受講する会員とする。

(研修施設及び研修)

**第3条** 助成対象となる研修施設及び研修は、次に掲げるとおりとする。

(1) 研修施設 名称：株式会社クレフィール湖東  
施設住所：滋賀県東近江市平柳町 22-3

(2) 研修は、別表に定めるとおりとする。

(助成額)

**第4条** 助成額は次に掲げるとおりとする。

- (1) 研修受講料の全額
- (2) 交通費(研修を受講するドライバー等の所属する事業所から当該研修施設までの公共交通機関の往復普通運賃)※上限1万円

(定員)

**第5条** 別表に定めるとおりとし、申込み順に受付するものとする。

2 広く制度を活用してもらうため、1会員から2名以上申込みがあった場合は受講人数を調整することがある。

3 研修定員数又は助成限度額（予算）を超えた場合は、締め切り日前であっても受付を終了する。

(受講適否の事前確認、兵ト協への連絡)

**第6条** 受講を希望する会員は、資格、要件及び人数枠等による可否等について、事前に兵ト協の確認を得なければならない。

(施設の予約と申込み等)

**第7条** 前条の確認を得てから、様式1「ドライバー等安全教育訓練実施申込書」を速やかに、兵ト協会長に対して提出しなければならない。なお、提出がないときは、申込みを取消したものとする。

2 研修施設への申込み及び研修受講料の支払いは兵ト協が行う。

### (報告書)

**第8条** 会員は研修受講終了後、速やかに様式2「ドライバー等安全教育訓練実施報告書」(以下「報告書」という。)を兵ト協会長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、研修施設が発行した「修了証」の写し、研修を受けたドライバー等が作成した様式3「研修参加報告書」、交通費がかかった場合は「ドライバー等安全教育訓練交通費明細」を添付しなければならない。

### (助成金の交付)

**第9条** 兵ト協は原則として、前条の報告書を研修終了ごとに取りまとめ、研修受講料を研修施設に支払う。

2 会員からドライバー等安全教育訓練交通費明細の提出があった場合は、会員に対して交通費を支払う。

### (助成金の返還)

**第10条** 兵ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員に対し既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命じることが出来る。

- (1) この要綱その他兵ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

### (取下げ)

**第11条** 会員が第7条に基づく申込みを取下げるときは、研修受講開始の7日前までに兵ト協会長に対して、様式4「ドライバー等安全教育訓練実施申込取下届」を提出しなければならない。

### (取下げ又は受講中止等の場合の費用負担)

**第12条** 会員若しくはドライバー等が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、会員は研修受講料(交通費含む)の一部又は全額を負担しなければならない。

- (1) 特別な事由なく申込みした研修を受講しない、又は受講を途中で中止したとき
- (2) 第8条に基づく所定の書類を添付した報告書を提出しないとき
- (3) 研修又は手続き等において、本要綱若しくは本事業の趣旨に反した行為、又は不適切な行為等があったとき

### (その他)

**第13条** 本要綱に記載のない事項については、その都度協議し対処する。

### (附 則)

本要綱は、令和8年4月1日から適用する。